弥彦村消防団協力事業所表示制度実施要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定により、要綱第4条第3号の「提供資機材等の基準」について「災害時に資機材等を燕・弥彦総合事務組合への提供に関する覚書」を燕・弥彦総合事務組合と事業所とで締結することを認定基準要件とし「災害時に資機材等を燕・弥彦総合事務組合への提供に関する覚書」を次のように定める。

災害時に資機材等を燕・弥彦総合事務組合への提供に関する覚書

（趣旨）

第１条　この覚書は、燕・弥彦総合事務組合が＿＿＿＿＿＿＿に対し、弥彦村における地震、風水害、大火災その他による災害（以下「災害等」という。）が発生又は発生のおそれがある場合において、災害等の予防並びに応急対策に関する資機材及び人員（以下「資機材等」という。）の提供を要請するときの必要な事項について定めるものとする。

（資機材等提供の窓口）

第２条　燕・弥彦総合事務組合管理者（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、あらかじめ資機材等提供に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（資機材等提供の種類）

第３条　資機材等提供の種類は、次のとおりとする。

(1) 災害等対策用資機材の提供

(2) 災害等対策用資機材を操作するオペレーター及びその他人員の提供

(3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

（資機材等提供の手続）

第４条　甲は、次の事項を明らかにして、速やかに口頭又は電話により要請を行い、後日、速やかに文書（協力要請書）を提出するものとする。

(1) 出動要請の場所

(2) 災害等の発生又はおそれのある状況

(3) 資機材等提供の内容

(4) その他必要な事項

２　乙は、支援活動が終了した後、支援活動報告書を甲へ提出するものとする。

（費用の負担）

第５条　甲の要請により、乙が資機材等提供に要した費用は次のとおりとする。

(1) 災害等対策用資機材の提供に係る費用は無償とする。

(2) 災害等対策用資機材を操作するオペレーター及びその他人員の提供に係る費用は弥彦村「災害時の応援業務に関する協定（弥彦建管協同組合）」に準じて甲が負担するものとする。

(3) その他の費用については甲乙協議して定める。

（損害の負担）
第６条　資機材等提供にともない損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙誠意をもって協議する。

（資料の交換）
第７条　甲乙は、この覚書に基づく資機材等提供が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。
(1) 連絡担当者の職、氏名並びに連絡方法等
(2) 災害等対策用資機材の保有状況
(3) その他必要な事項

（その他）
第８条　この覚書に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。
２　この覚書の実施に関して必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1 通を保有する。

年　　月　　日

甲　燕市吉田浜首４０８番地１
燕・弥彦総合事務組合
管理者　燕市長

乙　住　　所
会　社　名
役　職　名　　氏　　名

災害時に資機材等を燕・弥彦総合事務組合への提供に関する覚書に係る資料
（第２条、第７条関係）

資機材等提供の窓口

	甲	乙
連絡担当者	燕・弥彦総合事務組合消防本部 消　防　長 電 話 番 号　0256-92-1119 弥彦村消防団 団　　長 電 話 番 号　0256-92-1119	会　社　名 役　　職　　氏　　名 電 話 番 号 緊急時電話番号

資機材等提供の連絡方法
　甲は乙に口頭又は電話により要請を行う。

提供資機材　　甲へ乙から提供する資機材は次のとおり

No.	資機材名	数量	No.	資機材名	数量
1			11		
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

年　　月　　日

甲　　燕市吉田浜首４０８番地１
　　燕・弥彦総合事務組合
　　管理者　燕市長

乙　　住　　所
　　会　社　名
　　役　職　　氏　　名

年　　月　　日

協 力 要 請 書

様

燕・弥彦総合事務組合
管理者　燕市長

「災害時に資機材等を燕・弥彦総合事務組合への提供に関する覚書」に基づき下記のとおり協力を要請します。

記

要　請　日	年　　月　　日		
要　請　場　所			
災害等の発生又はおそれのある状　況			
資機材等提供の内　容			
その他必要事項			
協 力 要 請 部 署		担当者名 （電話番号）	
備　考			

年　　月　　日

支 援 活 動 報 告 書

燕・弥彦総合事務組合
　管理者　燕市長　　様

住　所
会社名（氏名）
連絡先

「災害時に資機材等を燕･弥彦総合事務組合への提供に関する覚書」に基づき実施した、下記の支援活動が完了しましたので報告します。

記

要　請　日	年　　月　　日
要 請 場 所	
活 動 時 間	年　　月　　日　　時　　分～ 年　　月　　日　　時　　分
活 動 人 数	
支援活動の 実施内容	
備　　考	

【留意事項】

１．　この報告書は、支援活動完了後、概ね 10 日以内に提出すること。

２．　費用負担が発生した場合、内訳を明記した請求書を添付すること。